



LEGAL UPDATE

2020年7月

2020年投資法

ベトナム国会は、2020年6月17日、企業法第61/2020/QH14号(新投資法)を採択した。新投資法は2021年1月1日から施行され、現行の企業法第67/2014/QH13号(現行投資法)はそれにより失効する。以下では、新投資法の主要な点を紹介する。

① 条件付経営投資事業分野

新投資法は、現行投資法に規定する条件付経営投資事業分野のリストから、▽フランチャイズサービス、▽運送サービス、▽商事仲裁サービスなどの事業分野を削除した¹。ただし、これらの事業分野が条件付経営投資事業分野から削除されても、適用法令が改正されるまでは実質的な変更はないと考えられるため、留意が必要である。他方、▽高齢者・身体障がい者・子供の介護サービス、▽保険サポート活動仲介サービス、▽漁船検査サービス、▽給水サービスなど複数の事業分野が新投資法により新たに条件付経営投資事業分野として追加された。

また、現行投資法で条件付経営投資事業分野として規定された債権回収業は、新投資法では経営投資禁止分野に規定された²。

② 投資優遇事業分野および適用条件

新投資法では、新たに規定される投資優遇事業分野として、▽大学教育サービス、▽科学技術の法令に従い科学技術研究の成果物に由来する製品の製造サービスなど、複数の事業が新たに規定された³。

また、現行投資法は投資優遇措置を享受することができる対象者の一つとして、6兆ベトナムドン以上の資本規模の投資プロジェクトで、投資登録証明書の発給を受けた日または投資方針承認決定書の発行日から3年以内に少なくとも1兆ベトナムドンを支出するもの、と規定する⁴。新投資法では同投資プロジェクトについて、収入発生年度から3年後には年10兆ベトナムドン以上の総収入に達すること、または3千人を超える労働者を使用すること、と規定した⁵。

また、経済社会への影響が大きいプロジェクトを奨励するため、新投資法は、次の各プロジェクトを政府が適用決定する特別投資優遇支援制度が設けられた。▽イノベーションセンター(IC)、研究開発センターの投資(事業拡大を含む)であり、投資総額が3兆ベトナムドン以上、かつ、投資登録証明書または投資方針承認決定書の発行日から3年以内に少なくとも1兆ベトナムドンの支出があるプロジェクト；▽特別投資優遇事業分野であり、投資総額が30兆ベトナムドン以上、かつ、投資登録証明書または投資方針承認決定書の発行日から3年以内に少なくとも10兆ベトナムドンの支出があるプロジェクト⁶。

¹ 新投資法の附録第IV号

² 新投資法第6条1項h

³ 新投資法第16条1項

⁴ 現行投資法第15条2項c

⁵ 新投資法第15条2項c

⁶ 新投資法第20条



③ 投資方針の決定権限

新投資法により、一定のプロジェクトの投資方針の決定権限者が変更された。具体的には、投資方針の決定権限が政府首相に属するプロジェクトのリストから、投資総額が5兆ベトナムドン以上のプロジェクトが削除された⁷。また、ゴルフ場開発経営プロジェクトの投資方針の決定権限は、現行投資法では政府首相であるが、新投資法では省級人民委員会が投資方針の決定権限を有するものとされた⁸。

④ 外国投資家による出資および株式・出資持分購入の登録

現行投資法では、以下の場合に、外国投資家による出資および株式・出資持分購入（M&A）の登録を行うことが義務付けられている。⁹

(1) 対象会社が条件付投資分野に属する事業を実施する場合

(2) 出資・買収の結果、外国投資家（および同法が定める外資出資比率51%超の企業等）の出資合計が、定款資本の51%以上となる場合

これに対し、新投資法¹⁰では、上記(1)の場合のうち、▽外資規制がある事業分野であり、かつ、▽M&Aによって、対象会社における外資出資比率が増加する場合に限り、M&Aの登録が必要であるとした。また、上記(2)については、▽外国投資家の定款資本保有比率が50%以下から50%超に増加する場合、および▽既に外国投資家が定款資本の50%超を保有する場合において外国投資家の定款資本保有比率がさらに増加する場合をいうと明記した。

なお、M&Aの登録が必要となる場合として、外国投資家が国境・海岸・国防国家安全への影響があるその他の地域において土地使用権証明書を有する経済組織へのM&Aを行う場合が新たに規定された。

⁷ 現行投資法第31条及び新投資法第31条

⁸ 新投資法第32条1項c

⁹ 現行投資法第26条2項

¹⁰ 新投資法第26条2項



ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada** / 小林 亮 **Ryo Kobayashi** / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: **hochiminh@tmi.gr.jp**

[ハノイオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada** / 小幡葉子 **Yoko Obata** / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: **hanoi@tmi.gr.jp**

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.